

海難審判を受けることになったとき、

# “海事補佐人”を活用しませんか!



## 〈海難調査〉

- ・関係者への質問
- ・船体等の検査
- ・帳簿、資料等の収集

審判開始の申立て  
(通告書の郵送)

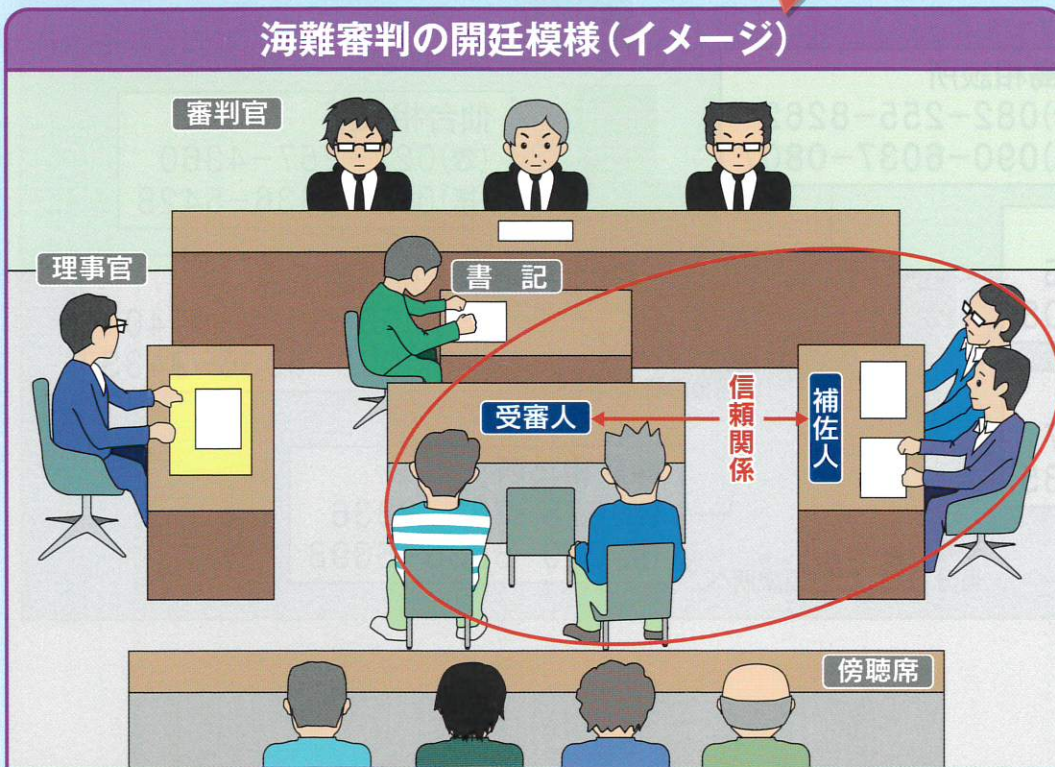
## 〈海難審判〉

- 公開、口頭弁論
- ・事実関係の審理
- ・関係者への質問
- ・補佐人による弁護

## 裁決の言渡し

- 〈懲戒処分決定〉
- ・免許の取消し
  - ・業務の停止
  - ・戒告

### 海難審判の開廷模様(イメージ)



### 開廷宣言・人定尋問

- 海難審判を行うことを求めた“理事官”による理由説明
- 上記説明に対する“受審人”としての意見
- 証拠調(申立/職権)
- “審判官”, “理事官”, “補佐人”の“受審人”への質問
- 懲戒についての“理事官”の意見
- 上記意見に対する“受審人”の意見
- “受審人”の最終意見
- “補佐人”弁護

### 審理終結の宣言(結審)

海難審判の手続きは司法手続きに準じて行われます。あなたの身になって十分に主張してくれる“補佐人(弁護人に相当)”を活用してください。

補佐人はご自分でも選べますが、当協会の「**扶助補佐人制度**」を利用すれば、**補佐人を選ぶ手間もなく、その費用も、あなたの所得に応じて当協会が援助**します。

➤ 一度、ご連絡ください。

電話 03-3512-8140  
 携帯 090-6036-9433  
 Mail kaisin-f@maia.or.jp

(公益財団法人) 海難審判・船舶事故調査協会相談所 連絡先

